

ID	団体名	実施について	実施年	実施根拠	対象世帯要件	対象世帯数内訳	実施世帯数
1	さいたま市	実施している	14	さいたま市ふれあい収集実施要綱	身近な人等の協力が困難で次のいずれかに該当する者 ・65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・一人暮らしの障害者 ・同居する家族がいる高齢者又は障害者(その同居者が、高齢者、障害者等で収集所にごみを出すことができない場合) ・上記のほか、市長が必要と認めた者	平成28年3月31年時点 ・高齢者世帯1,183世帯 ・障害者世帯183世帯 ・高齢者かつ障害者世帯282世帯 ・その他世帯8世帯	1656
2	川口市	実施している	22	川口市ふれあい収集実施要綱	市内に居住する次の各号のいずれかに該当する者で、親族又は近隣の者等の協力により一般ごみ等をステーションに排出することが困難な者とする。 (1)介護保険制度の認定が要介護1以上で、65歳以上の単身者 (2)障害者手帳を所持している単身者(但し、聴覚障害のみである者を除く。) (3)その他市長が認める者	平成29年2月末現在実施中の世帯数456世帯	456
3	春日部市	実施している	19	春日部市訪問収集事業実施要綱	訪問収集事業の対象となる世帯は、次のいずれかに該当する世帯であって、ホームヘルパー、近隣住民等の援助を得ることが困難で、かつ、自ら廃棄物等を所定の場所に持ち出すことが困難な世帯とする。 (1)日常生活において、介助又は介護を必要とする高齢者又は障害者のみで構成する世帯 (2)その他特に必要と認める世帯	5	5
5	越谷市	実施している	14	ふれあい収集実施要綱	①65歳以上の一人暮らしの世帯 ②障害を有する者のみで構成される世帯	別には把握しておらず合計332世帯	332
7	戸田市	実施している	15	根拠規定はなく、課内運用マニュアルに基づきます。 なお、家庭ごみの収集を委託している事業者のボランティアという形で実施しています(市の支出はありません)	①65歳以上の一人暮らし世帯 ②障害を有する者のみで構成される世帯 ③要介護を受けている者のみで構成される世帯 ④その他市長が必要と認める世帯 なお、原則としてヘルパー等が入っている場合は受けられない	9世帯(うち2世帯は長期入院等で休止中)	9
8	八潮市	実施している	25	八潮市まごころ収集実施要綱	次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら既存のごみ集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯が対象 (1)日常生活を送る上で、介護又は介助を必要とする65歳以上又は障がいのある方で一人暮らしの世帯 (2)日常生活を送る上で、介護又は介助を必要とする65歳以上又は障がいのある方と同居する家族が居る世帯で、同居者が高齢者や障がいのある方及び年少者等である世帯 (3)上記(1)(2)のほか、市長が認める世帯	42世帯	42
10	吉川市	実施している	19	吉川市パートナー収集実施要綱	次の各号のいずれかに該当する者で、身近な人の協力を得ることが困難で、かつ、自らごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難なもののみにより構成されている世帯。 (1)日常、介助又は介護を必要とするおおむね65歳以上の者 (2)日常、介助又は介護を必要とする障害者 (3)前2号に掲げる者のほか、市長が認める者	対象世帯数:28世帯 【内訳】 上記(1)の要件に該当する対象世帯数:13世帯 上記(2)の要件に該当する対象世帯数:2世帯 上記(3)の要件の対象世帯数:0世帯 上記(1)及び(2)の要件の対象世帯数:13世帯	13
15	鴻巣市	実施している	15	鴻巣市ふれあい収集事業実施要綱	①一人暮らしの高齢者(概ね65歳以上) ②一人暮らしの障がい者 ③①と②で構成される世帯	90世帯	90
16	上尾市	実施している	22	上尾市ふれあい収集事業実施要綱	ご自分でごみを集積所に出せないひとり暮らしや夫婦でも二人とも次の(1)(2)のいずれかに該当し、身近な人からごみ出しの協力が得られない世帯。 (1)高齢者は概ね65歳以上の者 (2)障害者は身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人	278世帯(平成29年2月末日)	278
17	桶川市	実施している	16	桶川市訪問収集実施要綱	65歳以上で、要介護認定を受けているひとり暮らしの者 ひとり暮らしの障害者 介護認定を受けている高齢者及び障害者と同居する家族が、集積所までごみを持ち出すことができない その他市長が特に必要と認めた者	78世帯(平成29年3月15日現在)	78

ID	団体名	実施について	実施年	実施根拠	対象世帯要件	対象世帯数内訳	実施世帯数
26	蓮田白岡衛生組合	実施している	24	蓮田白岡衛生組合ふれあい収集実施要綱	蓮田白岡衛生組合管内(蓮田市・白岡市)に住所を有するかたでごみ出しについて身近な人の協力を得ることができず、自らがごみ集積所までごみを持ち出すことが困難なかたとして、以下のいずれかに該当するかた (1)65歳以上の1人暮らしのかた (2)障害者のみで構成されている世帯のかた (3)要介護認定をうけたかたのみで構成されている世帯のかた	平成29年2月末現在において、蓮田市60世帯、白岡市30世帯の合計90世帯が対象となります。	90
27	久喜宮代衛生組合	実施している	14	久喜宮代衛生組合ふれあい収集実施要綱	(1)おおむね65歳以上の1人暮らしの世帯 (2)障害者のみを構成員とする世帯 (3)その他管理者が必要と認める世帯	180世帯	180
30	熊谷市	実施している	17	熊谷市ハートフル収集実施要綱	(1)高齢者 ア65歳以上のひとり暮らしの方 イ同居の家族がいる者で、同居者が高齢者、虚弱者などで、集積所までごみを出すことができない者。 ウアに該当する者で、市長が特に必要と認める場合は、適用年齢を60歳以上とすることができる。 (2)障害者 アひとり暮らしの障害者 イ同居の家族がいる者で、同居者が高齢者、虚弱者などで、集積所まで、ごみを出すことができない者。 (3)その他特に市長が必要と認める者	123世帯	123
38	寄居町	実施している	24	寄居町ふれあい収集実施要領	ふれあい収集の対象者は、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯で、ごみ出しについて身近な人の協力を得ることができず、自分でごみ集積所まで排出することが常時困難で町が戸別に収集する必要があると認める世帯とする。 (1)要介護又は要支援認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成する世帯 (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯 (3)第1号に規定する高齢者及び前号に規定する者のみで構成されている世帯 (4)前3号と同等の状態にある世帯	59世帯	59
43	川越市	実施している	16	川越市ふれあい収集実施要項	(1)ごみ出しのできない高齢者世帯 (2)一人暮らしの障害者 (3)その他市町が特に認める者	(1)ごみ出しのできない高齢者世帯 (2)一人暮らしの障害者 (3)その他市町が特に認める者	596
44	所沢市	実施している	17	所沢市ふれあい収集実施要綱	1介護保険制度要支援2以上の認定を受けている65歳以上の単身者 22級以上の身体障害者手帳を所持している単身者 3上記1又は2のみで構成されている世帯 4その他市長が必要と認める者	1303人 255人 362人 4157人計577人	577
48	朝霞市	実施している	19	朝霞市家庭ごみ訪問収集実施要綱	高齢や障害等により、自分でごみを集積所に出すことが困難で、身近な人の協力を得られない世帯。	・高齢世帯92世帯・障害世帯6世帯・その他世帯3世帯(平成27年度末)	101
50	和光市	実施している	14	なし	一人住まい若しくは健康な同居人のいない、次のいずれかに該当する者 (1)介護保険受給者証を交付され、和光市介護保険条例施行細則第3条第1項に定める要介護状態にある者 (2)身体障害者手帳を交付され、障害の程度でごみの排出が困難と認める者 (3)65歳以上で日常のごみの排出が困難と認める者 福祉部局で実施される和光市コミュニティケア会議又は和光市介護給付費等支給決定会議で戸別収集が必要と判定された場合に申請が行われる	45世帯	45
52	富士見市	実施している	21	富士見市ふれあい収集事業実施要綱	65歳以上の高齢者、または障害者のみで構成される世帯で、自力で集積所まで搬出が困難な世帯。ただし、近隣住民の協力、民間サービスの利用等により搬出できる世帯を除く。	70世帯	70
53	坂戸市	実施している	17	坂戸市ふれあい収集事業実施要綱	自ら集積所までごみ等を排出することが困難で、かつ、身近な人等の協力が得られない世帯であって、以下のいずれかに該当する者。 (1)65歳以上の一人暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯にある者 (2)一人暮らしの身体障害者又は身体障害者のみで構成される世帯にある者 (3)その他市長が特に必要と認める者	平成28年12月現在の利用者数:176人(この内、8人は障害者)	176

ID	団体名	実施について	実施年	実施根拠	対象世帯要件	対象世帯数内訳	実施世帯数
54	鶴ヶ島市	実施している	16	鶴ヶ島市高齢者等緊急ごみ戸別収集サービス事業実施要綱	市内に住所を有し、自ら集積所までごみを持ち出すことが困難な世帯で、かつ他の福祉サービスでの対応や近隣住民等の協力を得ることが困難な状況にあり、次のいずれかに該当するもの。 ○要支援・要介護の認定者で一人世帯 ○要支援・要介護の認定者が属する世帯で、世帯全員が高齢、障害、傷病又は年少等の世帯 ○その他市長が特に必要と認める世帯	30,009世帯(市内全世帯:H28年4月1日現在)	32
72	川島町	実施している	27	川島町ふれあい戸別収集実施要綱	要介護度1以上、障害者手帳3級以上、療育手帳A以上、精神保健福祉手帳2級以上、これに準ずる世帯	27世帯(要介護22世帯、身体障がい2世帯、精神1世帯、要支援2世帯)	27